

平成19年12月18日

都道府県木連
殿
業種別団体

(社)全国木材組合連合会
木材・住宅建築対策本部

木材産業に対する中小企業信用保険制度のセーフティネット
保証制度の適用(中小企業信用保険法の特定業種)について

木材産業に対する中小企業信用保険制度のセーフティネット保証制度の適用に対する要請活動については、去る平成19年11月30日付け文書をもって、通知したところでありますが、建築基準法等の改正施行が木材産業の経営に大きな影響を与えていることに鑑み、平成19年12月18日付経済産業省告示第298号により、下記の木材産業が、平成19年12月18日～3月31日までを期間とし、中小企業特定業種に指定されましたのでお知らせいたします。

つきましては、業務ご多用中のところ恐縮に存じますが、貴会傘下の関連企業等に周知徹底され、ご活用方よろしくご指導願います。

なお、先に実施した「一般製材業の中小企業信用保険制度のセーフティネット保証制度の適用のための緊急調査」にご協力いただきました県木連さんにつきましては、ここに厚くお礼申し上げます。

記

1. 指定期間 平成19年12月18日～20年3月31日まで

2. 木材産業の指定業種

- ・一般製材業
- ・単板(ベニヤ板)・合板製造業
- ・床板製造業
- ・集成材製造業
- ・建築用木製組立材料製造業(プレカット)
- ・木材・竹材卸売業

注:「銘板・銘木製造業」は、平成19年10月1日～12月31日まで指定済みであり、平成20年1月1日～3月31日まで継続される見込みである。

追伸 建築確認手続きの円滑化に係る対策及び建築関連産業の中小企業の資金繰り対策に関する情報周知徹底のための説明会が、別紙のとおり全国各地で開催されます。

(社)全国木材組合連合会
木材・住宅建築対策本部
本部長 庄 司 橙太郎
副本部長 後 藤 隆 一
事務局 尾園春雄、藤原敬、久田卓興、清水眞長 ほか
〒100-0014 東京都千代田区永田町2-4-3 永田町ビル6階
TEL 03-3580-3215 FAX 03-3580-3226
URL <http://www.zenmoku.jp> Eメール info@zenmoku.jp

〔参考〕

一般製材業等の特定業種に属する中小企業に対する金融上の支援について

〔指定期間〕 平成19年12月18日～20年3月31日まで

〔木材産業の指定業種〕

一般製材業、単板(ベニヤ板)・合板製造業、床板製造業、集成材製造業、建築用木製組立材料製造業(プレカット)、木材・竹材卸売業

注:「銘板・銘木製造業」は、平成19年10月1日～12月31日まで指定済みであり、平成20年1月1日～3月31日まで継続される見込みである。)

建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける建築関連の中小企業者の方に対する金融上の支援については、①セーフティネット貸付制度と②セーフティネット保証制度が措置されています。

① セーフティネット貸付制度は、政府系中小企業金融機関による運転資金の融資制度です。

- ・ 建築確認、建築着工の減少等による影響を受ける幅広い業種が対象です。
- ・ 一般貸付及び普通貸付と比べ、融資限度額や元金返済据置期間に優遇措置があります。
- ・ 担保条件の特例制度が利用可能です。

② セーフティネット保証制度は、各都道府県等の信用保証協会が債務保証を行うことにより、民間金融機関から融資を受けやすくする制度です。

- ・ 一般保証と比べ、保証限度額が別枠になるとともに、割安な保証料での保証が可能です。
- ・ 指定業種に属し、最近3ヵ月間の売上高等が前年同月比マイナス5%以上の事業者が対象となり、対象事業者は指定期間内に市町村長に申請を行い、認定を受ける必要があります。

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

1. セーフティネット貸付制度（政府系金融機関による融資制度）

○ 対象

建築確認、建築着工の減少等により、一時的に資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれがある中小企業

○ 融資条件（ゴシック部分は一般貸付と比較したセーフティネット貸付の特例）

	中小企業金融公庫	国民生活金融公庫	商工組合中央金庫
融資限度額	<u>一般貸付とあわせて 4.8億円</u>	普通貸付とあわせて 4,800万円	4.8億円
融資利率（【参考1】参照）	基準利率	基準利率	<u>基準利率</u>
融資期間	7年以内	7年以内	7年以内
元金返済据置期間	<u>2年以内</u>	<u>2年以内</u>	2年以内
その他	<u>一定の要件を満たす 場合には、担保の免 除が受けられる制度 あり（金利上乘せ）</u>		<u>一定の要件を満たす 場合には、担保の一部 免除が受けられる制 度あり（金利上乘せ）</u>

（注）沖縄県においては、沖縄振興開発金融公庫が、中小企業金融公庫及び国民生活金融公庫と同様の融資を取り扱っています。

○ ご利用方法

申込の際は、各政府系金融機関に必要書類を提出して下さい。なお、必要書類については各機関にお問い合わせ下さい。

○ その他

建築確認、建築着工の減少等による影響がない場合でも、一般貸付のご利用は可能です。

セーフティネット貸付制度のお問い合わせ先

中小企業金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-1260 名古屋相談センター 電話：052-551-5188
大阪相談センター 電話：06-6345-3577 福岡相談センター 電話：092-781-2396
全国各支店 <http://www.jasme.go.jp/jpn/bussiness/a400.html>

国民生活金融公庫

東京相談センター 電話：03-3270-4649 名古屋相談センター 電話：052-211-4649
大阪相談センター 電話：06-6536-4649
全国各支店 <http://www.kokukin.go.jp/tenpo/index.html>

商工組合中央金庫

お客様サービスセンター 電話：03-3246-9366
全国各支店 <http://www.shokochukin.go.jp/tempo/index.html>

沖縄振興開発金融公庫

電話：098-941-1795 <http://www.okinawakouko.go.jp/>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

2. セーフティネット保証制度（民間金融機関から融資を受ける際の信用保証制度）

信用保証制度は、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証を行うことにより、中小企業の皆様が融資を受けやすくします。

セーフティネット保証制度は、経営の安定に支障を生じている中小企業の皆様について、一般の保証枠とは別枠で保証を行います。

○ 対象

全国的に業況の悪化している業種として指定を受けた業種（【参考2】参照）に属する中小企業であって、事業所の所在地を管轄する市町村長または特別区長の認定を受けた方。
なお、指定業種以外の業種の中小企業の方であっても、一般保証の利用は可能です。

○ 認定要件 最近3か月間の平均売上高等が前年同期比マイナス5%以上の中小企業者。

○ 保証限度額の別枠化

	（一般保証限度額）		（別枠保証限度額）
・ 普通保証	2億円	+	2億円
・ 無担保保証	8,000万円	+	8,000万円
・ 無担保無保証人保証 ^{※2}	1,250万円	+	1,250万円

※2 納税していること等、一定の要件あり。

○ 保証料

おおむね1.0%以内で、信用保証協会ごと及び信用保証制度ごとに定められています。
一般保証と比べ、割安な保証料となります（平均1.35%→0.8%程度に軽減）。

○ 手続きの流れ

本店（個人事業主の方は主たる事業所）所在地の市町村（または特別区）の商工担当課等の窓口にて指定期間内に認定申請書2通を提出（その事実を証明する書面等を添付）し、認定を受け、希望の金融機関または所在地の信用保証協会に認定書を持参のうえ、保証付融資を申し込むこととなります。

その後、金融審査を経て、融資及び保証の可否が決まります。

セーフティネット保証制度に関するお問い合わせ先

（社）全国信用保証協会連合会 電話：03-3271-7201

各都道府県等の信用保証協会 <http://www.zensinhoren.or.jp/access.htm>

※ 融資制度等に関するお問い合わせは、政府系金融機関（中小公庫、国民公庫、商工中金、沖縄公庫）、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業庁・経済産業局に設置されている建築関連の特別相談窓口にご相談ください。

各政府系金融機関の基準利率（H19.11.9現在）

	基準利率（5年以内）
中小企業金融公庫	2.25%
国民生活金融公庫	2.40%
商工組合中央金庫	2.25%

建築確認手続きの円滑化に係る対策及び建築関連産業の中小企業の資金繰り対策に関する
情報の周知徹底のための説明会（案）

1. 趣旨

建築確認の円滑化に係る各般の対策、中小企業の資金繰り対策（セーフティネット貸付、保証）について、情報の周知を図る。

2. 主催

国土交通省地方整備局、都道府県（土木・建築部局）、（財）建築行政情報センター 等

3. 対象者

建築関連事業者（建築設計・施工事業者、建材・設備事業者、林業・木材産業事業者等）

4. 日時・会場・担当・問い合わせ先

下記のとおり

5. 内容

(1) 建築確認の円滑化対策の内容

- ・改正の趣旨、建築着工、建築確認の動向
- ・新しい建築確認手続きの要点
- ・追加対策の要点 など

(2) セーフティネット貸付、保証制度について

- ・セーフティネット貸付及び保証制度の概要
- ・セーフティネット貸付制度の説明
- ・セーフティネット保証制度の説明 など

(12月17日午前時点 判明分)

都道府県における説明会日程(予定)

※ 詳細については、変更の可能性もございます。
各連絡先等にご確認の上、ご出席下さい。

	日時	会場	締切日	都道府県等 担当者	参加申込・問い合わせ先 TEL、FAX、e-mail	申込方法
北海道	12月26日(水) 14:00~15:30	札幌第一合同庁舎 2階講堂 北海道札幌市北区北8条西2丁目	12月21日	北海道開発局 都市住宅課 山本好一	tel 011-709-2311 fax 011-738-0235 yamamoto-k22ag@hkd.miit.go.jp	業界団体とりまためのうえ申込みが原則(直接の申込みも可)
青森県	12月26日(水) 14:00~15:50	青森県建設会館 6階ホール 青森市安方2-9-13	12月21日	建築住宅課 澤田 正明	TEL 017-734-9693 FAX 017-734-8197 masaaki_sawada@pref.aomori.lg.jp	e-mail FAX
岩手県	12月27日(木) 9:30~11:45	エスポワールいわて 2階 大中ホール 岩手県盛岡市中央通1-1-38	12月21日	建築住宅課 伊藤勇喜	TEL:019-629-5935 FAX:019-651-4160 AG0009@pref.iwate.jp	FAX e-mail
秋田県	12月27日(木) 14:45~1645	秋田県庁舎正庁 秋田市山王4-1-1	12月25日	建築住宅課 池田	018-860-2565 018-860-3819 kjsidou@mail2.pref.akita.jp	FAX e-mail
山形県	1月10日(木) 13:30~(2h程度)	山形県庁2階講堂 山形県山形市松波二丁目8番1号	1月7日	建築住宅課 上田健一郎	Tel 023-630-2643 Fax 023-630-2639 uedak@pref.yamagata.jp	FAX
福島県	1月8日(火) 13:30~15:30	自治会館 3階 大会議室 福島市中町8番2号	12月28日	建築指導グループ 佐瀬守昭	TEL:024-521-7523 FAX:024-521-7955 kenchikushidou@pref.fukushima.jp	e-mail FAX

(12月17日午前時点 判明分)

都道府県における説明会日程(予定)

※ 詳細については、変更の可能性もございます。
各連絡先等にご確認の上、ご出席下さい。

	日時	会場	締切日	都道府県等 担当者	参加申込・問い合わせ先 TEL、FAX、e-mail	申込方法
東京都	12月26日(水) 10:00～12:00	東京都庁 議会棟1階 都民ホール 新宿区西新宿2-8-1	12月21日	建築企画課 鈴木 康弘	Tel:03-5388-3343 Fax:03-5388-1356 yasuhiro_suzuki@member.metro.tokyo.jp	専用申込用紙をFaxにて
岐阜県	12月25日(火) 14:00～	岐阜県シンクタンク庁舎5階大会議室 岐阜市藪田南5-14-12	12月20日	建築指導課 長尾 武	TEL:058-272-1111 FAX:058-271-7687 c11655@pref.gifu.lg.jp	参加申込書をFAX
福井県	12月27日(木) 13:30～	福井県中小企業産業大学校 大教室 福井市下六条町16-15	12月21日	建築住宅課 石川宏純	TEL 0776-20-0506 FAX 0776-20-0693 h-ishikawa-e4@pref.fukui.lg.jp	FAX
大阪府	12月26日(水) 13:00～	エル・おおさか 南館5階 南ホール 大阪市中央区北浜東3-14	12月21日	建築企画課 中迫、寺前	TEL 0606944-6809 FAX 06-6944-6809	FAX
和歌山県	1月9日(水) 10:00～	和歌山市勤労者総合センター 文化ホール 和歌山市西汀丁34	1月7日	都市政策課 荒賀	TEL073-441-3231 FAX073-441-3232	FAXまたは郵送
和歌山県	1月9日(水) 14:30～	田辺市青少年センター大会議室 田辺市新屋敷町1	1月7日	都市政策課 荒賀	TEL073-441-3231 FAX073-441-3232	FAXまたは郵送
鳥取県	1月15日(火) 13:30～15:00	倉吉市 鳥取県倉吉体育文化会館 中研修室 倉吉市山根529-2	1月8日	景観まちづくり課 山下、赤崎	TEL:0857-26-7391 FAX:0857-26-8114 E-mai:yamashitat@pref.tottori.jp akasaki@pref.tottori.jp	FAX
島根県	1月10日(木) 13:30～15:00	松江市 島根県松江合同庁舎 講堂 松江市東津田町1741-1	未定	建築住宅課 杉原康夫	TEL:0852-22-5219 FAX:0852-22-5218 sugihara- yasuo@pref.shimane.lg.jp	
島根県	1月11日(金) 13:30～15:00	浜田市 島根県浜田合同庁舎 大会議室 浜田市片庭町254	未定	建築住宅課 杉原康夫	TEL:0852-22-5219 FAX:0852-22-5218 sugihara- yasuo@pref.shimane.lg.jp	
山口県	1月11日(金) 13:30～15:00	山口市 山口県庁視聴覚室(本館棟1階) 山口市滝町1番1号	未定	建築指導課 福井	TEL:083-933-3839 FAX:083-933-3869	
岡山県	12月26日(水) 10:00～11:30	岡山市 岡山県立図書館(多目的ホール) 岡山市丸の内2-6-30		建築指導課 赤井 一恵	TEL:086-226-7499 FAX:086-231-9354 kazuyoshi_akai@pref.okayama.lg.jp	
広島県	1月15日(火) 13:30～15:00	広島市 広島合同1号館付属棟2階大会議室 広島市中区上八丁堀6-30	1月7日	建築指導室 建築指導グループ 坪郷	TEL:082-513-4183 FAX:082-223-2397 tokenshidou@pref.hiroshima.lg.jp	郵送又はFAX
高知県	12月28日(金) 午後	県庁正庁ホール 高知市丸ノ内1丁目2番20号	未定	建築指導課 後藤孝一	TEL:088-823-9864 FAX:088-823-4119 kouichi_gotou@ken2.pref.kochi.jp	
大分県	12月25日(火) 14:00～16:00	大分県庁 共同庁舎14階大会議室 大分市大手町3丁目1番1号	12月20日	建築住宅課 二宮 正治	TEL:097-506-4679 FAX:097-506-4679 ninomiya- masaharu@pref.oita.lg.jp	参加申込書をFAX